

ながはまし農業委員会だより

イチゴに愛情を注ぐ 山岡 昭博さん
《関連記事は P7》

令和4年4月1日発行 NO.31

《記事の内容》

- 市長と意見交換・・・・・・・・・・・・・・・・P2～P6
- 農作業事故を防ぎましょう！・・・・・・・・P6
- 新規就農者を紹介します・・・・・・・・P7
- 家庭菜園を始めてみませんか！・・・・・・P8
- 長浜市農地賃借料情報について・・・・・・P8

市長と意見交換

意見具申の回答を受けて

長浜市農業委員会は12月20日に市長をはじめ、関係課と「農政懇談会」を開催しました。これは、10月27日に市に提出した「令和4年度 農業施策に関する意見書」での意見、要望に対する回答をいただき、意見交換を行なったものです。回答の概要は次のとおりです。



1. 多様な担い手の確保と育成について

○生きがい農家の育成について

- ① 手軽にはじめられる家庭菜園向けの野菜講習会

- ② 生きがい農家の掘り起こし・育成に向け、県の普及員やJAのOBのような専門家の指導による播種から収穫まで年間を通した実証圃場での研修

【回答】市としては、担い手となる農業者の育成に対して支援しているところです。

なお、家庭菜園向けの野菜講習会については、農業へのきっかけとなる可能性もあることから、関係機関と検討していきます。

実証圃場での研修は、土づくりから収穫まで実践的な体験ができることから、新たな農業者の育成に有効な手段であると考えますので、県やJAなど関係機関と実現性の可否も含めて検討していきます。

○小規模農家の育成について

- ① 「小規模農家営農継続支援事業補助金」の拡充

【回答】小規模農家営農継続支援事業については、農業委員会や農業者等からの要望等を踏まえ、令和2年度からスタートし、本年度は、前年度から倍増の予算を確保し、19件の交付決定を行いました。現在、次年度、予算の確保に向け、調整中です。

なお、水稻耕作以外の機械のうち、野菜用の機械については別の補助事業もあるため、現在のところ補助要件の変更は考えていません。

○中規模・大規模農家の支援について

- ① 農業機械の免許取得や技能習得への支援（大型特殊免許・けん引免許・フォークリフト・玉掛け作業・ドローン操作等）

【回答】農業機械の免許取得については、農業法人または集落営農組織に対し農業機械の操作に必要な大型特殊免許やドローン操作等の資格取得を支援するとともに、技能習得につい

ては、各担い手農家に対し湖北地域農業センターなどが主催する様々なセミナーや研修会等を通じて引き続き支援していきます。

- ② 「長浜市生産調整アタッチメント整備事業補助金」の拡充（ロータリーモア・スタブルカルチ・ツーウェイロータリー・アップカットロータリー等）

【回答】長浜市生産調整アタッチメント整備事業助金については、生産調整を推進するため、麦・豆類・ソバの播種用アタッチメントの購入に対して助成する制度があります。ロータリーモアやスタブルカルチなど播種用以外の機材への拡充については、今後、関係機関と検討していきます。

- ③ 関係機関と連携した実現可能な市全体の「人・農地プラン」の策定



▲令和4年度の農業施策について議論を行った意見交換会。

【回答】人・農地プランは、各地域の話し合いによつて基本的に集落単位で作成されています。その理由としては、地域の実情がより反映され、更新も柔軟に対応できるため、本市としても推進しているところです。

市全体の人・農地プランについては、地域の意向や実情が反映しにくく、中心経営体の意向などについても柔軟な対応が難しいことから、現在のところプランの作成は考えていませんが、地域連携会議を通じて、関係機関と農地の保全や担い手の確保などについて、引き続き検討してまいります。

④ J A の農業法人が最後の受け皿となりえるよう市と連携した体制の検討

【回答】J A の農業法人を受け皿とした体制整備については、農業者の方が一に備えて、市とJ A 北びわこが「緊急時における農作業支援協定」を締結し、農業者がケガなどにより営農活動ができなくなった場合の緊急支援体制を整備しています。

また、中核農業者が主体的に相互協力組織をつくるなど、営農が継続できる仕組みやサポート体制を構築されている地域もあります。が、大規模農家などが離農された際の受け皿として組織されているものではありません。

J A の農業法人が、最終的な受け皿となるには、農業機械や人員の確保など恒常的な体

制を作る必要があります。現状においては、全ての農地を引き受けることは非常に困難であることから、J A をはじめ関係機関とどのような対策が有効か検討を進めていきます。

○女性農業者の支援について

① ながはまアグリネットワークへの継続した活動支援

② ながはまアグリネットワーク会員の拡充支援

③ 女性農業者を対象とした農業機械研修及び経営研修等の支援



▲和気あいあいとした雰囲気、会員どおしの交流を深めあった、ながはまアグリネットワーク交流会。

【回答】令和3年7月に設立された女性農業者組織「ながはまアグリネットワーク」は、これからの本市農業の担い手や経営者としての活躍が期待される、意欲のある女性農業者の交流

の場として活動が始まったところです。

会員数は、順調に拡大しており、引き続き、多くの女性農業者に参加いただけるよう働きかけていきます。

本市としましては、事務局を農林政策課で担うことにより、会の円滑な活動を支援しているところです。

活動内容は、会員へのアンケートや役員の協議により、会員の皆様の希望に沿った事業を中心に実施していきます。

研修事業については、県や湖北地域農業センター等関係機関が実施する様々な研修等の情報を会員へ提供できる体制を構築し、積極的に情報提供を行っています。

今後は、現在希望として挙がっています視察研修等も実施できるよう、諸般の支援を検討していきます。

○農業サポーター制度の開設について

① 大阪府箕面市の「箕面市農業サポーター制度」や茨城県牛久市の「牛久市農業ヘルパー制度」を参考に、農業経営者と労働力を結びつける仕組みの構築

【回答】農業サポーター制度については、農業経営者にとっては、労働力を確保でき、農業に興味のある方は、実際に農作業をすることができ、どの制度でもありますので、どのような仕組みにおいて実現が可能か、関係機関と協議していきます。

○農家とシニアや退職者をつなぐ仕組みづくりについて

① 「労働力の欲しい農家」と「生きがいを求めているシニアや退職者」をつなぐ仕組みづくり

【回答】農家とシニアや退職者をつなぐ仕組みづくりは、農業サポーター制度と同様の取組となりますので、併せて関係機関と協議していきます。

2. 持続可能な農業経営の支援について

○加工用トマトの産地化の取り組みについて

① 「加工用トマト」の産地化に向けた継続した取組

【回答】現在、「加工用トマト」の実需者であるカゴメ㈱と、産地化に向けて連携しているヤンマーマルシェ㈱と、次年度の実証栽培に向けて調整中です。



▲産地化に向けた実証田で、大型機械によるトマトの収穫。

次年度の取組につきましては、市内数カ所のほ場で、意欲的な農業者と連携して実証栽培に取り組む予定です。

次年度の実証栽培では、今年度の改善を中心に、集出荷やコスト等の検証を行い、産地化に向けた検討を進めていきます。

○農業者収入保険加入促進事業の継続について

① 「農業者収入加入促進支援事業」の次年度以降継続

【回答】農業者収入保険加入促進支援事業については、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、近年多発する自然災害による農業収入の減少など、農業者のリスクへの強化と負担軽減を図り、農業者の経営の安定化及び地域農業の維持につなげていただけるよう集中的に実施している事業であり、令和3年度においても、事業実施のため予算を確保しているところです。

なお、現在、次年度の予算の確保に向け、調整中です。

○ブロックローテーションの支援について

① 経営体単位のブロックローテーションを支援できるメニューの拡充

【回答】ブロックローテーションの支援については、集落ぐるみでの生産調整を進めていただくため、集落において農業者の調整していただくことに対する支援制度です。ご提案の経営体単位の運用については、生産調整のあり

方等も含め、今後、どのようにしていくべきか、市、JA等で構成する、長浜市農業再生協議会において、検討を進めていきます。

3. 鳥獣害対策について

① 本市における鳥獣害対策には、鳥獣捕獲や防護柵の設置等積極的な事業展開と手厚い支援をいただいております。

農業委員会でも特別委員会を組織し、獣害柵設置の指導をはじめ集落点検にも積極的に協力しているところです。

しかしながら、農業委員会で実施したアンケート調査によると、依然として鳥獣被害に対する対策強化の要望が多く、訴えには切実なものがあります。

そこで、農業者及び集落を鳥獣害被害から守るため、未設置の地域への設置など引き続き継続した取り組みをお願いします。

【回答】鳥獣害対策については、これまで「銃器」や「わな」による捕獲をはじめ、集落ぐるみによる防護柵の設置により、大きな成果が上がっている状況にありますが、生息数の増加による被害拡大の恐れもあり、今後も継続した対応が必要であると考えています。

② 防護柵の未設置地域については、市内全域で設置が完了するよう、関係機関が連携して対策を講じること

【回答】防護柵の整備推進には、農業委員、県市などが連携し実施してきたところですが、今

後も、対策の進んでいない自治会に対しましては、関係機関と連携を図り、集落ぐるみによる取り組みを推進していきます。

③ 集落ぐるみの獣害対策を支援するため、防護柵設置や修繕、狩猟免許取得の支援の継続

【回答】集落ぐるみによる対策の支援については、被害軽減のため、今後も継続していきます。

④ サル、イノシシ、シカの捕獲強化。特に、サルに対しては、人及び農作物への被害防止に向けた新たな取り組みの検討

【回答】捕獲については、市内全域で年間を通し「銃器」や「わな」による積極的な捕獲を実施しており、今後も継続して実施していきます。

なお、昨年度の捕獲では、ニホンジカ約5、400頭、ニホンザル約550頭と過去最高の捕獲を行ったところです。

また、新たな取り組みとしては、ドローンを活用した対策を前向きに検討したいと考えています。

⑤ 里山リニューアル整備については、人里と獣の緩衝帯を作るなど獣害対策にも有効であることに加え、森林が有する水源の涵養や災害の未然防止、景観維持などの多面的機能を持続的に発揮させることから、未実施の地域への積極的な働きかけを行うこと

【回答】県補助事業の災害に強い森林づくり事業については、緩衝帯を設けるなど森林整備を進め、野生鳥獣の生息防止を図るため、本年度、

1地区（別所）で実施しています。

将来にわたり、集落ぐるみで主体的に里山の維持・管理を継続していただけるよう、引き続き、県に対し事業継続を要望していきます。

なお、未実施地域に向けては、獣害対策での研修会や集落点検の際に案内や説明をしているところですが、今後も関係機関と連携して対応していきます。

4. 遊休農地対策について

① 耕作放棄地解消対策補助金の継続

【回答】遊休農地については、自治会、営農組及び農業者等による主体的な耕作放棄地の解消を支援するため、平成26年度から「持続できる遊休農地活用支援事業」を、令和元年度からは新たに「耕作放棄地解消対策事業」を実施し、事業開始から7年間で約7.9haの遊休農地の解消につながったところです。

引き続き、農業委員会、JA等関係機関と連携し、農地の利用状況の適正な把握、遊休農地の解消及び拡大防止を進めていきます。

5. 国・県への要望について

【回答】農業委員会から提出いただきました「令和4年度長浜市農業施策に関する意見書」につきましては、本年11月8日に近畿農政局滋賀拠点総括農政推進官が来浜された際、両JAからの要請とともに、直接、「現場の声」としてお伝えし、農林水産省本局にも現状をしっかりと伝えいただき、今後の農業施策や

予算編成に活用いただくよう、市長名の文書を添えて「意見書の写し」を直接手渡し要望したところです。

○米価安定のための需給調整について

① 土地利用型農業の持続的発展には、米価の安定が必要不可欠です。国の責任において適正な生産数量の配分による需給調整を行い、米価の安定を図ること。

② 人口減少に加えコロナ過による需要量が減っている中で、20年産米の在庫が米価に大きな影響を与えています。作付け時の入り口対策だけでなく、余剰米を市場から隔離するなどの出口対策も重要です。

国は、コロナ過で生活に困っている人への支援米等として買い取り、米価安定のために在庫米の出口対策を講じること。

【回答】出口対策として、政府は令和2年産の37万トン、令和3年産の15万トンを長期保管し、保管に係る経費を全額国費で賄う。特別枠の15万トン子ども食堂など生活弱者に提供する場合は、全額国費で支援する。需給が安定した際に販売した場合、古米となり値引きした差損分を支援するなどの対策を講じることとされています。

米価安定のための需給調整については、農業者の経営の安定化及び農業の持続的発展を図るため、国の責任においてしっかりと需給調整を実施すべきものと考えており、従来か

ら要望しているとおり、引き続き、国や県に強く要望していきます。

○所得向上対策について

① 国は、農業が食料供給と国土保全の大きな使命を持っている基幹産業であることを再認識し、若者が農業を職業として、他産業と同列の選択肢となるよう国の責任において収益のあがる産業に育てること。

② 日本再興戦略において、米農家の所得向上に向け2023年までに生産コストを4割削減すると掲げられています。

しかしながら、生産コストは依然削減されていない状況であり、アクションプラン通り、他産業にも働きかけ4割削減を実現すること。

【回答】今年度も農業が若者にとって選択されうる産業となるよう、農業の所得水準の確保・向上に向け、滋賀県市長会を通して県に要望したところです。

日本再興戦略に示されている米の生産コストの削減については、産業界への働きかけも含めて、早期に実現するよう、国や県に要望していきます。

○食料自給率向上への取り組みについて

① 本年7月から食と農をつなぐ国民運動として「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」がスタートしましたが、認知度は低いことから、真の国民運動となるようアピールし、米の消費拡大、地産地消の促進、食料自給率の向

上につながる運動となるよう強力に推し進めること。

【回答】「食料・農業・農村基本計画」の食料自給率の向上に繋がる取り組みとして始められた「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」が、有効な国民運動として推し進められるよう、今後の動向を踏まえ、国や県に要望していきます。



▲長浜の広大で雄大な美田を後世へつなぐため、早急な所得対策を求めます。

*市長からいただきました回答は、農業委員会のホームページに掲載しております。

農作業事故を防ぎましょう！

毎年滋賀県では、死亡事故を含む事故が40件以上発生し、令和2年度は45件、うち死亡事故は2件で、トラクター、田植機、刈払機、コンバインの事故が約7割を占めます。

本格的な農作業の季節を迎えますが、農作業を行う際は、安全確認の徹底とゆとりを持った作業を心掛けましょう。

また、こまめに休憩をとるなどし、無理な作業は控えてください。危険個所の事前確認も重要です。

一人ひとりの安全意識と仲間とおしの「声かけ」が農作業事故を防ぎます。

農作業別事故発生状況

(単位: 件)

機械の種類	事故の程度				物損事故	合計
	軽傷	重傷	死亡	不明		
トラクター	3	0	0	0	6	9
田植機	0	1	0	0	3	4
刈払機	6	4	0	2	1	13
コンバイン	2	1	0	0	2	5
軽トラ等	1	1	0	0	0	2
フォークリフト	2	1	1	0	0	4
その他の機械・道具	3	2	1	0	0	6
機械なし	2	0	0	0	0	2
合計	19	10	2	2	12	45

令和2年度滋賀県農作業事故実態調査結果より

新規就農者を紹介します。

脱サラし令和3年にイチゴの栽培で新規就農された山岡昭博さんにお話を伺いました。



▲美味しくできたイチゴに微笑む山岡さん

お名前…山岡 昭博さん
地域…高月町東阿閉
経営面積…約1反
生産物…イチゴ

○就農されるきっかけはなんですか。

両親が農業をやっていて、以前から引き継ぎたいと思っていたが、いざやってみたらサラリーマンと農業の両立は難しいと思ったのが新規就農のきっかけでした。

○イチゴ栽培を選択したのはなぜですか。

農業一本でやっていけるものはないか考えて、いろんな人に相談し、お子さんからご年配の方まで喜んでもらえるイチゴにしようと思いました。

市内には多くのイチゴ農家の方もいらつしやいましたが、幸い私の住んでる地域ではいらつしやらなかったのも大きかったと思います。

○これまでに苦労された点はなんですか。

特に苦労したと思ったことはありませんが、50歳を超えてから新規就農しましたので、できる限り初期投資を抑えたかったこともあり、既存のビニールハウスを購入せず、安価な材料を使用し、試行錯誤しながら自分で建てたので、思ったより時間がかかったことと、そのせいで苗の定植時期が予定より2週間程遅れてしまい、株がうまく育たず、苗に申し訳ないことをしてしまったことです。

○農業へのこだわりはなんですか。

イチゴは手を入れれば入れるほど美味しくなります。イチゴを買っていただける皆様に美

味しいと言ってもらえるようにどんな小さなことにも手を抜かないことです。

○イチゴ栽培をやっていてよかったことは。

市場にも出荷しているのですが、購入者の声が聴けず、寂しい思いをしていましたが、直売（自動販売機）で買っていただける方に「おいしかった。また買いに来るね。」と言って喜んでいただける声が聞けることが幸せです。

○今後の目標はありますか。

地域の方が、いろいろお声をかけてくれますが、まだ始めたばかりなので、今はこの規模のまま、こだわりのイチゴを作り続けるだけです。

お話を聞きしたのは時間にして一時間程度でしたが、山岡さんのイチゴを買い求める方がひっきりなしに訪れていて、甘い香りに包まれた直売所には多くの笑顔があふれていました。



▲「どのイチゴがいいかな？」と楽しそうにイチゴを選ぶかわいいお客様。

家庭菜園を始めてみませんか！

農地を耕作するために権利（所有権・賃借権）を取得するためには、権利取得後の耕作面積が一定以上（20～50a）あることが必要ですが、新規農業者の育成や、農業に関心をもって家庭菜園を始めたい方向けの取り組みとして、令和4年4月1日から、以下の要点を満たす方については権利取得後の耕作面積が **0.1a 以上** で耕作を始められることとしました。

- （要件）1. 対象農地は、農用地区域（青地）以外を基本とし、1筆ごとに指定します。
2. 申請者は、指定農地の自治会及び近隣自治会に居住している方です。
3. 投機目的の農地取得を防ぐため、3年間は貸借とします。

（3年後に取得も可能）

* 家庭菜園に興味のある方は是非、農業委員会までお問い合わせください。

* 制度の詳細についてはHPに記載していますので、ご覧ください。



長浜市農地賃借料情報について

本情報は、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際の目安として提供させていただくものです。なお、本情報は、実勢の集計値であるため拘束力はなく、賃借料は対象農地の状況（耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等）に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください。

【田】地区別農地賃借料

地区名	平均額 (昨年度)	最高額 (昨年度)	最低額 (昨年度)	データ数 (昨年度)	※参考 R1～R3 累計平均額
長浜	9,943 円 (9,986 円)	11,000 円 (13,400 円)	2,000 円 (5,000 円)	630 (146)	9,688 円
浅井	8,404 円 (9,790 円)	11,000 円 (11,200 円)	3,000 円 (3,000 円)	27 (204)	9,914 円
びわ	9,684 円 (9,608 円)	12,000 円 (11,200 円)	5,000 円 (9,000 円)	44 (44)	9,720 円
虎姫	10,231 円 (10,137 円)	10,500 円 (11,000 円)	9,500 円 (9,500 円)	70 (78)	10,234 円
湖北	11,810 円 (11,625 円)	13,000 円 (13,000 円)	7,000 円 (10,500 円)	123 (32)	11,472 円
高月	10,000 円 (9,362 円)	20,000 円 (15,000 円)	8,000 円 (2,000 円)	13 (108)	9,148 円
木之本	6,231 円 (8,556 円)	10,000 円 (10,000 円)	1,000 円 (7,000 円)	110 (27)	8,019 円
余呉	3,305 円 (3,613 円)	6,000 円 (9,700 円)	2,000 円 (800 円)	36 (67)	3,837 円
西浅井	5,000 円 (3,386 円)	5,000 円 (10,000 円)	5,000 円 (3,000 円)	1 (5)	4,354 円
市全域	9,507 円 (8,536 円)	20,000 円 (15,000 円)	1,000 円 (800 円)	1,054 (711)	8,497 円

①サンプルとしたデータは、令和3年中に農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借り（利用権設定）で賃借料設定をされた事例を収集したものです。

※平均額の算出に際しては、最高額と最低額を除いています。

②データ数とは、集計に用いた筆数です。

編集・発行 長浜市農業委員会 〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地（長浜市役所本庁舎2階）

TEL：0749(65)6549 FAX：0749(65)1602 E-mail：noui@city.nagahama.lg.jp